

## 平成 27 年度第 1 回一宮市総合教育会議 会議録

### 1 日時

平成 27 年 7 月 22 日（水）15 時 00 分～16 時 30 分

### 2 会場

一宮市役所 本庁舎 6 階 特別会議室

### 3 出席者

市長 中野 正康  
教育委員長 關戸 徹  
委員長職務代理者 小川 典子  
委員 河合 礼子  
委員 森 幹昇  
教育長 中野 和雄

### 4 事務局（10 名）

和家総務部長、吉田総務部次長、石原行政課長、平松行政課副主監、堀川行政課主査、杉山教育文化部長、野田教育文化部次長、堀教育・総務課長、高橋学校教育課長、森教育・総務課副主監

### 5 傍聴者

なし

### 6 議題

- (1) 会議の運営について
- (2) 教育大綱について
- (3) 教育にかかる諸問題について

### 7 資料

- (1) 次第
- (2) 一宮市総合教育会議の設置に関する要綱
- (3) 一宮市総合教育会議の傍聴に関する要領
- (4) 「教育大綱」について
- (5) 平成 27 年度一宮市学校教育推進プラン
- (6) いちのみや生涯学習推進計画
- (7) 一宮市スポーツ振興計画

会議の内容は裏面のとおりです。

## 事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から一宮市総合教育会議を開催させていただきます。昨年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、本年4月1日から施行されました。この改正のきっかけは、いじめにより尊い命が失われたことにあったわけですが、法改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うこととされております。

本日開催しております「総合教育会議」はその重要な柱の一つで、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることを可能とすること等をねらいとしておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、会議に先立ちまして、市長からごあいさつを申し上げます。

## 市長

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は第1回の一宮市総合教育会議でございます。先ほど事務局から説明がありましたけれども、国では、わざわざ法律を変えてこうした会議を開けというお達しがあったところでございます。趣旨としては、市長と教育委員会とがしっかり連携をとって責任、権限をはっきりさせたうえで、しっかりとした教育行政を進めていくというところにあるわけでございます。幸いにして、一宮市の場合は谷市長の時代から首長と教育委員会の間で軋轢があったというような話は伺っていませんので、大げさにやる必要はないのかもしれませんが、市長も代わりましたし、片方が代わっておかしくなったということでも困りますので、これから10年先、20年先を見据えて、変えるべきところは変え、守るべきところは守るということで教育大綱というものも手をつけていければと考えております。本日は資料も盛りだくさんですが、できるだけ説明を簡潔にして、せっかくお忙しい中委員の皆様にお集まりいただいておりますので、委員の方々から自由闊達なご意見をいただければと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。

## 事務局

それでは、初めての会議でございますので、事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。

(和家総務部長、吉田次長、行政課長・・・杉山教育文化部長、野田次長、教育総務課長・・・の順に自己紹介)

続きまして、議題(1)、会議の運営について説明させていただきます。お手元に、資料としまして一宮市総合教育会議の設置に関する要綱、一宮市総合教育会議の傍聴に関する要領を配付させていただいております。まず、総合教育会議の設置に関する要綱では、第1条に会議設置の目的として、市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題及び目指す姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の

推進を図ること、第2条に会議の所掌事務として、教育の振興に関する施策の大綱を策定すること、教育を行うための諸条件の整備等重点的に講ずべき施策に関すること、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置に関すること、この3点について協議・調整を行うことを記載しています。第3条から第8条には会議の組織、運営について記載しています。

次に、総合教育会議の傍聴に関する要領についてですが、地方教育行政法において、「総合教育会議は、公開する。」(第1条の4第6項)と規定されていることから、総合教育会議の設置に関する要綱第6条でも会議は原則公開するとして、そのルールを定めたものです。第1条に趣旨、第2条から第3条に傍聴の手続きから決定まで、第4条に傍聴することができない者、第5条に傍聴人の守るべき事項、第6条に違反に対する措置について記載しています。本日は、傍聴希望者はありませんでした。

以上の要綱、要領により、本会議を開催したいと考えております。私からの説明は以上ですので、ご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

市長

本日の会議を開催するにあたって、事前の周知はされていますか。

事務局

通常の審議会と同様、ホームページに掲載し、周知しています。

事務局

よろしいでしょうか。それでは、総合教育会議の設置に関する要綱第4条第1項により、ここからは市長が議長となります。よろしくお願い致します。

市長

それでは、議題の(2)、教育大綱についての説明をお願いします。

事務局

それでは、「教育大綱について」というA4両面の資料をお願いします。「教育大綱」とは何かということについて説明させていただきます。1の表の左側にありますとおり、策定主体は地方公共団体の長、主旨は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱と定義付けられています。これは、新たに作成することで義務付けされていますが、では、これまで教育に関する基本的なものは無かったのかというと、それが右側の教育振興基本計画というものです。こちらは、地方公共団体が策定主体であり、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を盛り込むものです。策定については努力義務となっています。

なぜ、教育大綱を設けるかということですが、今回の法改正が行なわれた要因に、教育委員会の独立性ということが挙げられます。従来から教育委員会は、教育の政治的中立、継続性、安定性の確保のために市長から独立した執行機関として位置付けられてまいりましたが、反面、民意が十分に反映されていないという批判もございました。今回の改正により、教育に係る基本的な方針につきましても市長及び教育委員会が協議を行うことにより民意を十分に反映させることを目的として大綱の策定が義務付けられています。大綱につきましては、2の「大綱に係る文部科学省の考え方」にありますとおり、大きく3つ定義しています。1点目としましては、総合的な施策

について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであること、2点目としましては、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること、3点目としましては、大綱の対象期間は概ね4年から5年を想定しているということでございます。

具体的にどういったことを記載するかということが(2)に記載してありますが、大綱の記載事項は、例として学校の耐震化、以下記載してあるとおり文部科学省が一番力を入れていることが列記されており、市長が権限を有する事項についての目標や根本となる方針が考えられます。

続きまして資料の裏面の教育振興基本計画と他の計画との関係についてですが、教育振興基本計画の策定は任意です。従いまして策定の有無は自治体によってということになりますが、教育振興基本計画が有るのに大綱を策定しなくてはいけないのかということについては、市長が当該計画をもって大綱と代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされています。

次に、教育大綱や教育振興基本計画が具体的にどういったものかということですが、お手元にI市とS市の資料を用意させていただいています。I市の場合は教育振興基本計画を従来から策定されていましたが、その上で今年度新たに教育大綱を策定されています。この例が原則です。S市の場合は教育振興基本計画を従来から策定されており、それを教育大綱と位置付けた例となります。2つのパターンがありますので今回例示させていただきました。

それでは、一宮市が現状どのような状態にあるかということについてですが、一宮市におきまして、教育振興基本計画は策定されていません。その代わりに、その他の計画として一宮市学校教育推進プラン、一宮市スポーツ振興計画、いちのみや生涯学習推進計画を個別に策定しています。現在のところ、これら3つを教育振興基本計画として位置付けています。

最後に、今後一宮市がどのように対応していくかということですが、一宮市では教育振興基本計画を策定していませんので、大綱として位置付けることは困難な状況でありますし、学校教育推進プランをはじめとした3つの計画を直接大綱と位置付けるには無理があるのではないかと考えています。従いまして、一宮市においては、今後教育の基本方針及び直面する教育課題に対する方向性を示した大綱を策定したいと考えています。また、大綱の策定につきましては、今後概ね1年以内、また、対象期間については各教育課題における目標年度が4、5年であることから4～5年を考えています。私からの説明は以上です。

市長

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問、お気づきの点等ございましたら発言をお願いします。

委員

先ほどの説明の中で、一宮市の場合、学校教育推進プラン、スポーツ振興計画、生涯学習推進計画を教育振興基本計画とみなしているとのことでしたが、それを大綱として位置付けるのは厳しいだろうとのことでした。どのような観点から厳しいだろう

とのことなのか説明をお願いします。

事務局

大綱については、「見て、すぐ分かりやすいもの」をイメージしています。基本的な部分は変わらないかもしれませんが、それぞれの計画のここ、ここ、ここということでは分かりにくいのかなと感じています。従いまして、誰が見ても分かりやすいものということで新たに策定していきたいと考えています。

市長

I市の大綱が資料としてありますが、一宮市の大綱のイメージはどのようなものですか。

事務局

I市の大綱よりは、もう少しボリュームのあるものをイメージしています。記載する内容につきましては、教育の基本方針及び直面する教育課題ということで、まずは教育関係の施設の老朽化がこれに当たり、それ以外の部分も盛り込んでいきますと、もう少しボリュームのあるものになるのではないかと考えています。

委員

大綱の策定にあたり、いわゆる目次の部分を学校教育の部分から、スポーツ振興の部分から、生涯学習の部分から抜き出し、さらに施設の面を加えていけば分かりやすく読みやすい大綱になるのではないかと思います。一宮市の3つの計画は大変よくできていると思いますので、良い部分の抜粋と足りない部分のプラスで読みやすいものになると思います。

委員

私は、一宮市で生まれ育ちましたが、大学は他の地域へ行き、就職後は海外へ行くこともありました。出身を聞かれた場合には、「一宮」と答えてもなかなか分かってもらえませんでしたので「名古屋です」と答えていました。一宮人としてのアイデンティティのようなものが教育の中にあっただほうが良いのではないかと、欲しいなあと思います。一宮市の3つの計画は非常にわかりやすくまとめられていますので、3つを1つにという意味ではありませんが、このまま紐閉じていただいて、その中に一宮市民としてどのようなことを心の中に持っているべきなのかということを謳ったものが大綱になってくるのではないかと、またそうあって欲しいと思います。例えば、昔歌を詠んだ人の生誕の地では、小学校に行くと百人一首を全員が空で言えるとか、静岡ですとサッカーが非常に盛んで県技のようになっていますが、そういったシンボリックなものであっても良いのではないかと、そこで、一宮の子は全員縄跳びの二重跳びができるといったように何か特徴のあることを外に向けて訴えられるようなことがあると良いと思います。一宮人として、小さいときから心の中に一宮というものがあるなと思える教育が必要なのではないかと、思います。

委員

いつも思うことは「子どもは家庭で育てる」ということ、家庭で育てると言っても様々な家庭がありますので定義付けはできませんが、文章にするのではなく、図式で家庭と地域と学校の役割があって、家庭の大切さを視覚的に示すことができたらと思

います。

事務局

生涯学習の中では家庭教育の充実ということで教育の出発点として位置付けています。

委員

せっかく中央図書館ができましたので、中央図書館を利用した特色ある教育を推進していただけたらと思います。どうしたら中央図書館を有効に使えるかということも教育の一環の中に含めていただくと非常に有益に使えるのではないかと思います。

事務局

子ども読書のまちを宣言したこともあり、種々、新しい取組を進めています。例えば、ビブリオバトルという自分が人に読んで欲しい本を紹介して、聞く側がどれを読みたくなったかというのを投票するようなもの、それから、ちょうど今日から子ども司書講座が始まりました。定員 12 人で募集をかけましたが 50 人を超える方から応募があったとのことで、定員枠を増やして 15 人の方に来ていただくことになりました。この講座は 1 回だけのものではなく、今後何回かに渡って図書館のことを勉強したり、司書の仕事を勉強したり、学校の図書館に帰って自分が司書として活動ができるような流れを作っていこうというものです。図書館でも、これから学校との連携を図るといって進めています。この取組は中央図書館だけでなく尾西、木曾川、子ども文化広場図書館でそれぞれ分担して行っています。

委員

総合教育会議の設置に関する要綱の第 2 条第 3 号に児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置に関することとありますが、うちの子は病気や怪我が多く、骨折したこともありました。体のケアについても大綱の中に含めていただけると良いと思います。

事務局

小、中学校では、年度当初に保護者の方へ掛かりつけの医者がどこかということをお尋ねしています。実際にその病院が開いている時間ではない時間に連れて行きたいということがあった場合には、市民病院や大雄会といった大きな病院へ養護教員が連れて行くといった対応をしております。

委員

大綱に何を書くかというのは自由なのでしょうか。

事務局

基本的には、権限があることであれば、どのようなことでも構いません。

委員

先ほど、ご意見がありましたが、一宮市で生まれ育って、教育を受けて良かったという人になって欲しいと思います。今でも小学校の副読本に「わたしたちのまち一宮」というものがあると思いますが、自分の記憶で言うと、すごく大事な副読本で当時の人口や「繊維のまち一宮」が今の状態になるまでの歴史背景等を、この本のおかげで今でも覚えています。先日、ある高校でお話しする機会があって、生徒さんにこの本

のことを尋ねてみましたが、存在を覚えている程度でした。とてももったいない話で、この学校の周りにも昔は鋸屋根の繊維の工場がたくさんあって、時代の経過とともに現在に至っているのだという話をすると、大変熱心に聞いてくれました。一宮で教育を受けて良かったと思えるような大綱の出だしになればと思います。

市長

「わたしたちのまち一宮」は今でも使っていますか。

事務局

社会の授業で地域学習を行ないますので、この本を使っています。中学校も同様です。

市長

ただいま委員からいただいたようなお話は、学校教育推進プランにはどのような記載がしてありますか。

事務局

学校教育推進プランの最初の部分に、目指す子ども像を定め、教育委員会と学校が目指す子ども像に向かって目標を定め努力していこうということが書かれています。現在、指導要領が改訂されることもあり、学校教育推進会議において推進プランの見直しを始めたところです。先日の会議の中では、一宮市で暮らしたいとか、一宮市に貢献したいとか、やっぱり一宮が好きだよと言える子どもたちを作っていこうではないか、目標にしていこうではないかということ議論し、そこからどういう子どもを作っていくのか、そのためにどういう力を付けていくのかということの話し合いを進めており、平成 29 年度までに何とかしたいと考えています。先ほどご意見をいただいたようなことは、大切にしていかなければいけないと考えておりますし、教育大綱が基本的な構想と考えますと、それをまとめあげたものが教育振興計画になるのではと思います。

市長

大綱と学校教育推進プランの上下関係、推進プランの見直しの予定はありますか。

事務局

学校教育推進プランも教育大綱に合わせる形で見直さなければならないと認識しています。現在の推進プランは、その中には大きな目標とか具体的な手立てが記載されていますが、目標値を定めて評価をしながら進めていますので、平成 28 年度まではこれを使っていきたいと考えています。また、ちょうど指導要領が 29 年度から新しく示されますので、国の状況や策定する大綱に合わせてながら見直しをしていく必要があると考えています。

委員

学校教育推進プランについては、先日、29 年度に向けての見直しということで、大学教授等に参加いただき、学校教育推進会議を開催しました。平成 14 年から市長のコメントもいただきながら進めており、大綱を策定するとなった時に、学校教育や生涯学習やスポーツのそれぞれの計画から概要を眺めるような形のものを策定していきたいと考えております。各論としては既に策定されていますので、継続あるいは見

直しを行っていく必要はあると思っています。住みたくなる一宮について教育の面から探究していきたいと思います。

市長

地方創生の関係で金融機関と連携していますが、「一宮市は教育のレベルが高いですね。」というお話をいただきます。教育の水準が高いというのは、市としての魅力になると思いますので、それを磨いていけるように大綱を作っていきたいと思います。事務局から何かありますか。

事務局

文部科学省が例示している学校の耐震化については、大綱に記載する内容としてふさわしいとは思えませんが、総合教育会議の主旨が予算や条例制定等市長の権限に関する内容について協議、調整するとのことですので、例えばハード面の話ですとか、あるいは家庭教育といった場合に社会教育から見た場合と市長部局の子育てから見た場合とで同じようなことを行なっている一面がありますので、そのあたりをどうするか考えなくてはならないと思っています。

市長

教育大綱は私の責任で作るわけですから、市長部局の職員も協力して行政一体で進めていかなければならないと思います。

事務局

今後についてですが、まずは大綱を策定し、その後教育振興基本計画をどうしていくかという問題があります。個々の計画は既にありますので、大綱を策定すればよいという考え方もありますし、あるいは他市のように個々の計画をまとめた教育振興基本計画を策定するという考え方もあります。個々の計画はそれぞれ担当課があり内容を練っている期間も違いますので、その辺りの兼ね合いもごさいます。

委員

それほど大綱を憲法のように一番上にあるようなイメージを持たなくても良いのではないのでしょうか。是非市民が分かりやすいものを作っていただきたいと思います。

事務局

I市の大綱は基本構想の部分を記載したものです。一宮市の場合は基本構想をこれから作ろうという中で、もう少し具体的なものを構想の中に盛り込んだものを作る必要があると考えています。それは、一宮市の3つの既存の計画だけでは全てを網羅することはできず、具体的には学校給食についてはどこにも出てきません。実際は、施設の老朽化があり、審議会においても協議されていますが、これは大綱にも盛り込むべきであると考えており、具体的な内容を盛り込んだ大綱を策定する必要があると思っています。

市長

各論からエッセンスを抜き出すときに、あまりに無味、乾燥なものになってしまうと何が言いたいかわからず、人の匂いがしない残念なものになってしまいますので、その点に気を付けながら案を作っていただければと思います。今後の予定を教えてください。

事務局

今回は 11 月の開催を考えています。

市長

11 月に大綱の案が出てきて、完成予定はいつになりますか。

事務局

1 年後には完成したいと考えています。

市長

分かりました。他に意見がなければ議題(2)を終了します。続いて議題の(3)、教育にかかる諸問題についてですが、委員の皆様が教育に関し今思っておられること、今後の展開についてフリートークでご発言いただけたらと思いますので、何かございましたらお願いします。

- ・ 少子化問題に伴う他市の複式学級、学校統廃合の状況
  - ・ 家庭と地域と学校の関わり
  - ・ 本物に触れる教育
- について、フリートークを行った。

市長

他にご発言がなければ議題(3)を終了します。事務局から他に何かありますか。

事務局

今回の開催を 11 月と考えております。何か緊急な事態がありましたら招集させていただくこともありますので、ご了承ください。追ってご案内させていただきますので、どうかよろしくお願ひ致します。

市長

それでは、これで第 1 回総合教育会議を終了します。ありがとうございました。